私は、選出された場合、既定の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するために、ロータリー財団から授与された奨学金を受諾します。

私は、グローバル補助金申請書に記載された通りロータリー財団が奨学金を私に授与することに同意することを認識しています。本奨学金を受領するにあたり、私は以下を確認し、またこれに同意します。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を受け取りました。私はまた、この授与と受諾の条件に記載された全指針を順守します。

2. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1）ロータリアン、2）クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3）前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。

3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。

4. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。

5. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。

6. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。

7. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。

8. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル（またはこれと同等の）プログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。

9. 私は、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。また、ロータリーの旅行保険の補償内容について理解しています。

10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。

11. 私は、派遣ロータリークラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。

12. 私は、奨学金支給期間中、12カ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間の終了から2カ月以内に、最終報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書をクラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区の要請によっては、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。

13. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。

14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。

15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。

16. 奨学金支給期間中は、私またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます（ただしこれらに限らない）。

17. 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用（保険で賄われない費用を含む）は、私自身が一切の責任を負います。

18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。

19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI／ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。

20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。RI／ロータリー財団 は、現在も将来においても、それ以外の費用（医療費、治療費など）も負担することはありません。

21. 旅行、語学研修、追加の保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。

22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。

23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。（a）出発前の準備を期日通りに行っていない場合、（b）私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、（c）奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、（d）違法行為が明らかになった場合、（e）期日通りに報告書を提出しなかった場合、（f）ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、（g）奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、（h）奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、（i）留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、（j）本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、（k）奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。

24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分を返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分（発生した利子を含む）を返還します。さらに、上記規定への違反によって、財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額を返還しなければならない可能性があります。

25. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。

26. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの目的を助長するために、RIとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利をRIとロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの目的を助長するために、RIとロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、抵触法の原則を適用せず、米国イリノイ州法によってのみ管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。